

第6章 地域福祉計画と地域福祉活動計画の推進に ついて

第1節 計画の推進体制

地域福祉計画と地域福祉活動計画の進行管理、推進体制については、仮称「地域福祉推進協議会」を設置し、協議会からの意見を伺いながら進行管理を行います。

また、両計画を推進し、市全体の地域福祉を向上させるためには、市と市社会福祉協議会がそれぞれの役割を認識し、相互に連携して取り組む必要があります。このため、市と市社会福祉協議会が課題を共有し、必要に応じて委員会を設置し、意見交換を行うなど連携して進行管理を行います。